

特集 5月は「消費者月間」です
“安全・安心 いま新たなステージへ”

ひとりで悩まず まずは相談を！

近年、巧妙な手口を使った悪質商法をはじめ、多重債務や食品の健康被害など消費者を取り巻く数多くの問題が発生しています。西脇市消費生活センターは、身近な窓口として、商品、契約、金融商品やインターネットなどの消費生活に関する苦情や問い合わせの相談を受け付けています。日ごろからトラブルを避けるため、十分な注意と正しい知識を身につけましょう。

消費生活の相談は 西脇市消費生活センターへ



▲市消費生活相談員が相談に応じます。お気軽にお越しください。

あなたも狙われているかも・・・ 昨年度こんな相談が寄せられました

市内では、インターネットを利用した被害が急増するなど依然として消費者を取り巻くトラブルは後を絶ちません。あの手この手で消費者を狙う悪質商法は、社会情勢の変化とともに新しい手口を生み出し、巧妙で多様化を続けています。

平成23年度の相談件数は221件ありました。相談事例をご紹介しますので、巻き込まれないようご注意ください。

インターネットに関連した相談(27件)

【架空・不当請求】
使用した覚えのない有料サイトの利用料金をメールで請求される。
【有料情報サイト】
有料であるという認識のないままサイトを見て年齢確認をクリックしたら、料金請求画面が表示され、何度消しても請求画面が消えない。

【出会い系サイト】
内職やアルバイト情報サイトに登録すると、収入を得られるという名目で出会い系サイトに誘導される。メール交換の高額ポイント料金を請求されるだけで収入が得られない。
【インターネット接続回線】
「利用料が安くなる」「ADSLから光回線に切り替えないか」等の電話勧誘や訪問販売。
【高齢者被害が目立つ相談(7件)】
【貴金属の買い取り】
突然自宅を訪問し、強引な

勧誘により貴金属等を安く買い取る。
【買い取り時に明細書等を渡さない。】
【解約や返金を申し出ても応じない。】
【海外宝くじ】
「賞金が当たった」「賞金当選のための資格を獲得」など高額賞金が当たったかのようなダイレクトメールを海外から送付し、消費者に申込金を払わせる。
【未公開株・投資】
過去に未公開株を購入したところのある高齢者の方などを狙

って複数業者が執拗に勧誘する。
【多重債務相談(36件)】
返済困難な多重債務状態に陥ったとき、個人の知恵や努力だけでは解決は困難です。相談内容を整理して法律の専門家に引き継ぎます。あなたにあった解決方法が必ずあります。
一人ではだまされたと気付かないことも多く、地域みんなで見守ることが大切です。周りの見守りこそが消費者被害を防止します。

「消費生活センター」ってどんなところ？

お気軽にお越しください。専門員がアドバイスします。

- Q 消費生活センターではどんなことをしているの？
- A 悪質商法の被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じています。
- Q 相談できるのはどんな場合なの？
- A 「悪質な訪問販売で商品を購入させられた」といった商品の購入やサービスについてのトラブル、契約や販売方法についての苦情、商品の品質など、問題解決のお手伝いをします。
- Q 誰でも相談できるの？
- A 市内または多可町に在住・在勤・在学の方
年齢に関係なく相談できます。
- Q 相談の情報はどう生かされるの？
- A 消費者がセンターに持ち込まれた苦情は、同じ問題の解決に大いに参考となります。悪質な事例などを公表することで、同じ被害を未然に防ぐことや被害の拡大防止に役立ちます。ただし、個人情報には守られています。
- Q 他機関との連携は行っているの？
- A 多重債務や複雑な法律問題は、弁護士会などの相談へつないでいきます。
商品事故の原因究明では、国民生活センターでの商品テストや試験機関などと協力して解決にあたっています。
より適切な機関をご紹介しますこともあります。
- Q 悪質商法の手口を知るには？
- A パンフレットや資料を作成し、啓発しています。
講演会の開催やお茶の間への出前講座「くらしの安全講座」も行っています。
ぜひ、お問い合わせください。

～消費生活相談のご案内～

相談日 毎週月・水・木曜日
午前10時から午後4時まで
場所 市役所1階生活環境課内
担当 市消費生活相談員が対応します。予約者を優先します。
相談料 無料（個人情報厳守）
持ち物 契約書や関係書類があればお持ちください。
これまでのいきさつなどを日付順にメモなどに残しておきましょう。

※ 上記以外の日でも職員が対応します。
※ 毎週金曜日は、多可町で相談窓口の利用が可能です。
多可町消費生活センター ☎32-4777(直通)
(多可町役場生活安全課内)
北はりま定住自立圏構想による相互利用

困ったときは消費生活センターへ

おかしいな？と感じたら…すぐに相談しましょう。

被害にあわないために

悪質商法の手口を知ること
も大切です

～こんな手口にご注意を～

マルチ商法

販売組織に加入した販売員が知人などを勧誘。ねずみ講式に会員を増やし、商品等を販売していくもの。

ほとんどの人が損をするシステムになっている。

つぎつぎ販売

ひとり暮らしの高齢者などに対し、次々と契約を結ばせる販売方法。

複数の業者に勧誘されることもある。

かたり商法

「消防署のほうから来ました」「水道局のほうから来ました」と身分を偽り、消火器や浄水器などを売りつける。

内職商法

自宅で簡単に収入が得られるといった広告で勧誘し、登録料などと称してお金を請求する。実際に仕事と与えられる保証はない。

点検商法

住宅を無料で点検すると訪問。点検後、「大地震がきたら倒壊する」などと指摘して不安をあおり、高額なリフォーム工事の契約を迫る。

開運商法

「悪霊がついている」などと不安をあおり、高額な印鑑セットを売りつける。

◆問合せ
西脇市消費生活センター
(生活環境課内)
☎22-3111(代)
内線394